

令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第1回）議事録

■日時 令和4年4月26日（火）午後1時30分～午後4時06分

■場所 WEBによるオンライン会議

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、荒井委員、奥委員、玄委員、小林委員、高橋委員、堤委員、森川委員、横田委員

■議事内容

1 環境影響評価書案に係る総括審議

（仮称）渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業

⇒ 大気汚染及び風環境に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

2 環境影響評価書案に係る質疑及び審議

ア （仮称）小山三丁目第1地区第一種市街地再開発事業【2回目】

⇒ 前回に引き続き、選定した項目について、質疑及び審議を行った。

イ （仮称）小山三丁目第2地区第一種市街地再開発事業【2回目】

⇒ 前回に引き続き、選定した項目について、質疑及び審議を行った。

ウ （仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業【3回目】

⇒ 前回に引き続き、選定した項目について、質疑及び審議を行った。

令和4年度「東京都環境影響評価審議会」

第一部会（第1回）

速 記 録

令和4年4月26日（火）

Webによるオンライン会議

(午後1時30分開会)

○下間アセスメント担当課長 委員の皆様、今日はお忙しいところ環境影響評価審議会に参加していただきありがとうございます。委員の皆様が全員揃いましたので、環境影響評価審議会第一部会を開催したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の委員の出席状況について、事務局からご報告申し上げます。現在、委員12名のうち10名のご出席をいただいております、定足数を満たしております。

これより、令和4年度第1回第一部会の開催をお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申し出がございます。

部会長、よろしく願いします。

○齋藤部会長 それでは、会議を進めたいと思いますが、その前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。本会議の傍聴は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴の方を入室させてください。

(傍聴人入室)

○下間アセスメント担当課長 傍聴人の方、入室されました。

○齋藤部会長 ただいまから第一部会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、1件の総括審議と、3件の質疑及び審議を行いたいと考えています。

審議案件が多いため、2時間を超える2時間半程度となる可能性があります。委員の皆様には、十分な審議を行いつつ、円滑な会議の進行に御協力をお願いいたします。

また、審議に際して、部会長の判断で、委員の皆様への質問や御意見等を事務局にお送りいただき、次回の審議に繰り越す場合があることをあらかじめ御了承ください。

○齋藤部会長 それでは、次第1の「(仮称)渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る総括審議を行います。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 それでは、資料1-1を御覧ください。

資料1-1は、過去2回の部会における審議の内容を整理したものととなります。委員からの指摘、質問事項等を環境影響評価項目ごとに「大気汚染」「騒音・振動」「風環境」の順序で取りまとめており、合計9件となりました。

前回で追加となった事項は、「取扱い」欄に「3/24」(3月24日)部会及び部会后指摘と記

載してございます。

前回追加となった項目は、3ページ及び4ページ「大気汚染」番号3、4、5と、5ページ「風環境」番号1、2となります。要約して内容を説明いたします。

「大気汚染」に関しては、番号3として、C街区も含めて情報を提供されていたのかという質問がありました。事業者からは、アセスの説明会においては、対象事業であるA、B街区を中心に説明している。ただし、別途地域の住民には任意の説明会でC街区を含めた説明を事前に行っているとの回答がありました。

番号4として、C街区はアセス対象事業と工事期間が異なるとの説明があったが、本当かどうか。工事期間がかぶっているのであれば、工事車両の平準化など環境影響を低減する方向の連携をお願いしたいとの指摘が、部会後にありました。

事業者からは、工事期間は未定であるものの、一部工事期間が重複することが想定されることから、C街区と相互に情報を共有するなど十分な連携を図ることを検討し、周辺環境への影響の低減に努めるとの回答がありました。

番号5として、工事施工中の建設機械の寄与率が66.7%と予測されており、工事の影響が大きく出ていると思われる。工期が短く稼働期間の集中が原因か教えてほしいとの質問に対して、施工業者が決まっていないため、安全側で見ている。施工期間は標準的なものとなっている。施工業者が決まったら、計画を立案し、できる限り軽減対策を取りたいとの事業者回答がありました。

「風環境」に関しては、番号1として、対策後の風環境で領域Cが出ているので、そのままにするのか、対策するのか教えてほしいとの質問に対し、事業者回答がありましたが、その後事業者から、計画地北西側の領域Cについては、今回の風洞実験に反映できていないが、対象施設の事業者が対策を行っていると聞いている。基本的に計画地内で影響がある箇所においては対策を行い、領域A、Bに抑えているとの訂正回答がありました。

番号2として、建設前後で比べ、建設後は多少風が強くなっているとわかる。建設後にしつかり事後調査を行い、必要に応じて環境保全のための対策を徹底してほしいとの意見に対し、事業者からは、もし悪くなるのであれば、追加の風対策をし、現状の風環境をできるだけ守るように事業を進めたいとの回答がありました。

前回、総括審議事項に取り上げるとしたものには、右の欄取扱いに総括審議事項へと記載しております。

4ページ「大気汚染」番号5、5ページ「風環境」番号2、以上2つが総括審議事項になっ

ております。

2つの総括審議事項について説明します。1つ目の4ページ「大気汚染」番号5についてですが、工事施工中の建設機械の寄与率について質疑が行われました。事業者からは、施工業者が決まっていないため、安全側で見ている。施工期間は標準的なものだが、施工業者が決まったら、施工計画を立案、できる限り軽減対策を取りたいとの回答がありました。

2つ目の5ページ「風環境」番号2ですが、建設前後で比べ、建設後は多少風が強くなっていることについて、建設後に環境保全のための対策の質疑が行われ、事業者からは、もし悪くなるところがあれば、追加の風対策をし、現状の風環境をできる限り守るように事業を進めたいとの回答がありました。

資料1-1の説明は以上となります。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。

それでは、まず資料1-1の前の質疑応答について、修正等がございましたら委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。なお、発言される際には最初にお名前をお願いいたします。

いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは、特に御発言がないようですので、総括審議に移ります。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 総括審議の資料1-2を御覧ください。

資料1-2は環境影響評価書案について、第1として部会の審議経過を、第2として審議の結果を記載しております。

環境影響評価書案の審議結果のまとめに当たって、先ほどの総括審議事項を踏まえて環境影響評価項目の担当委員から意見があり、指摘する事項としております。

それでは、資料1-2「(仮称)渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案についてを御覧ください。

第1 審議経過

本審議会では、令和3年9月28日に「(仮称)渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、事業段階関係区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表には部会の審議経過を取りまとめています。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が高い上に環境基準を超えることから、事業の実施にあたっては環境保全のための措置を徹底すること。

【風環境】

本事業は、渋谷駅周辺における歩行者ネットワークを整備する計画であり、不特定多数の人の利用が見込まれることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて更なる対策を講じること。

資料1-2の説明は以上となります。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

それでは、審議結果について、環境影響評価項目の担当委員から、補足することがあればお願いします。

初めに、大気汚染の森川委員、何かございませんか。よろしく願いいたします。

○森川委員 森川です。特に補足というわけではないですが、本件はなぜ寄与率が上がるのかがきっちりとはわからなかったのですが、予測結果がこのように寄与率が高いということと濃度も高いということで、この措置の徹底をお願いしたいと思います。

この措置の徹底でこれが安全側に見込まれているということで、環境保全がいい環境にできるかなというところをお願いしたいというものであります。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

それでは、風環境の玄委員から補足があればよろしく願いいたします。

○玄委員 ここに書いてあることで結構です。

ただし、1つ追加するとすれば、この計画地は渋谷駅周辺ですので、建設時においてもたくさんの方がアクセスすると思いますので、建設地域の風環境について苦情がありましたら、対応するようお願いいたします。よろしく願いいたします。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ただいま兩人から御説明がございましたが、何か他の委員から御意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、これにて総括審議については終了したいと思います。

ただいま御説明いたしました内容で、次回の総会に報告したいと思います。御協力ありがとうございました。

○齋藤部会長 それでは、引き続き、次第2の1番目の「(仮称) 小山三丁目第1地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

なお、「小山三丁目第一種市街地再開発事業」は、第1地区と第2地区について、別の事業者が申請しています。前回同様、審議は、第1地区、第2地区の順でそれぞれ行います。

まず、事業者の方に御出席いただきます。事業者の方は、Web 上での出席となります。事業者の方は入室をよろしくお願いいたします。

(事業者入室)

○下間アセスメント担当課長 事業者の方が入室されました。

○齋藤部会長 ありがとうございます。それでは、事業者の皆様方、本日もよろしくお願いいたします。

「(仮称)小山三丁目第1地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案につきましては、4回の審議を予定しておりますが、今回は2回目となります。

本日の進め方ですが、最初に事務局から前回の審議内容を説明していただきます。その後、事業者の回答内容の再確認を含め、事業者に対する質疑を行います。

事業者参加は、今回と次回までを予定しております。次回は5月になりますが、審議結果をまとめ、次々回は総括審議となります。委員の皆様には、確認したい点や疑問点などについて質疑を行い、十分に議論していただきたいと考えております。

御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 資料2を御覧ください。資料2は前回の部会における審議の内容を整理したものとなります。

各委員からの指摘、質問事項等を環境影響評価項目ごとに「日影」「風環境」「温室効果ガス」「その他(史跡・文化財)」の順序で取りまとめており、合計3件、「その他」が1件とな

りました。指摘、質問事項等及びそれに対する事業者の説明等は、取扱い欄に前回の日付として3月24日と記載しております。

前回の指摘等の項目は8ページの「日影」番号1、同ページの「風環境」番号1、同ページの「温室効果ガス」番号1、同ページ「その他（史跡・文化財）」番号1となります。

要約して内容を御説明いたします。

「日影」に関しましては、番号1として、建物が建つことによる商店街自体の日差しの評価に関して質疑が行われました。

「風環境」に関しましては、番号1として、領域Bが建設前後で増えるという結果になっていることについて質疑が行われました。

「温室効果ガス」に関しましては、番号1として、設計段階などで具体的にCO₂の削減、温室効果ガス削減の方法、その方法とどれだけ温ガス削減の効果があるかを具体的に記載することに対して質疑が行われました。

「その他」に関しては、史跡・文化財について質疑がありました。

資料の説明は以上となります。

○齋藤部会長 ありがとうございます。それでは、前回の質疑応答について御説明いただきましたが、御意見や修正等がございましたら、お願いしたいと思います。

なお、事業内容や評価書案に関する質問に対しては、この後の事業者との質疑応答のときにお願いたします。よろしくお願いたします。いかがでしょうか。何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、事業者の方から何か補足事項はありますでしょうか。

○事業者 大丈夫です。

○齋藤部会長 わかりました。ありがとうございます。

それでは、事業者の方との質疑応答を行いたいと思います。

まず、御欠席の委員の方から、事務局でコメントなどはございますでしょうか。

○下間アセスメント担当課長 事務局からですが、特に預かってはございません。

○齋藤部会長 わかりました。それでは、御出席の委員の皆様方から御質問・御意見をお受けしたいと思います。なお、発言される際には、最初にお名前をお願いたします。よろしくお願いたします。

玄委員、お願いたします。

○玄委員 日影について、小山三丁目第1地区のほかにも、その隣に第2地区が計画されていますね。

それで、今回、日影環境を調節する上で一番よい評価方法は、両地区を同時に考えたほうがいいのですが、これは、第1地区のみになっていますので、可能ならば、評価書案の196ページを見ていただけますか。

こちらのほうで、調査を行っている箇所が地点1から地点5になっています。両事業を同時に評価するのは難しいということですので、今選定している5つの箇所のほかに、この計画地の周辺に福祉施設や教育施設がたくさん分布していますので、そういった場所をもっと増やして、208ページに示しているような天空図を追加していただきたいと思っていますが、いかがでしょうか。

○齋藤部会長 事業者の方、よろしければ御回答をお願いいたします。

○事業者 御指摘ありがとうございます。

この地点につきましては、196ページにおきまして、地点1, 2, 3, 4, 5と取らせていただいております。基本的には、影の影響が出る北側のほうで、東から西にかけて分布させているような形でございます。

基本的には、おっしゃるとおり、要配慮施設付近で取っているという形で取らせていただいております。例えば、地点1については保育園がありまして、地点2は、駅前であるというところと、小山台高校の敷地の南端付近であるところで取っていて、地点5についても公園がございますので、こちらで取っております。地点4も小山台小学校があります。

地点3は、そこから西側のほうで人が多く集まりそうな箇所というところで、交差点のところを取らせていただいているというところがございます。

ですので、御指摘の福祉施設等については、確認をさせていただいて、必要に応じて追加ポイントも評価書の段階で検討させていただきたいと思っております。

○玄委員 ここを追加していただきたい理由としては、その隣の第2地区でも大きい建物の建設が予定されていますので、こちらの建物の建設による日影の影響がどの程度になっているかを、把握したいわけです。

今のところのものであれば、ちょっと不十分なところがあります。なぜかという、隣の高い建物の影響が、もちろん、これが事業対象ですので、これのみでも結構ですが、隣にも建物が建っているときだったら、その影響で、場所によって日影状況が非常に悪くなっている箇所が懸念されています。

ですので、今回は、場所を追加して、この建物に関する影響がどれぐらいかということは、しっかりとさせていただきたいということで、追加することを要請しているところです。

なので、先ほどの、周りの福祉施設、教育施設をその中に取り入れていただけると、事業者のほうで、住民の方に説明するときにも、よりよく説明できるのではないかと考えています。

○事業者 ご指摘ありがとうございます。先ほどの内容に補足をさせていただきます。

208 ページから 212 ページまでに、天空写真ということで、やっております。例えば、209 ページの緑色のところが第 2 地区の建物で、210 ページにも入っております。

どうしても、1 地区のほうが北側にある関係上、太陽は南から当たるということで、こういったような地点が主になってまいります。今一度、福祉施設等の立地も確認して、もう少し追加したほうがいい点がございましたら、評価書のほうで、このような形で追記していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○玄委員 ぜひそういうふうをお願いします。

私のほうからの日影については、ここまでです。

○齋藤部会長 わかりました。どうもありがとうございました。

ほかにどなたかございますでしょうか。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

私のほうから、1 点確認させていただきたいのですが、風環境の評価をするに当たっても、第 2 地区の工事に関しては考えていない。そこが現状のままとして評価をされているという理解でよろしいでしょうか。

○事業者 風洞実験の模型につきましては、第 2 地区と全く同じもので実施をさせていただいております。両地区の評価書案に両地区の影響が入っているという形になります。

○齋藤部会長 第 2 地区の影響も入っているということですね。

○事業者 はい、おっしゃるとおりです。

○齋藤部会長 わかりました。ありがとうございます。

○玄委員 私からも大丈夫です。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

我々が当日行ったときにも、11 番のところの風が結構大きかったので、ちょっと気になったなというのと、69、70 ぐらいのところでしょうか。ここは、確か、駐輪場に入るところかと思っておりますので、そういったところの風対策については、十分に御留意いただければと思い

ます。ありがとうございました。

○事業者 承知しました。

それでは、ほかにどなたかございますでしょうか。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○森川委員 ちょっと記憶に頼ってしまうんですが、この第1地区と第2地区の間を、商店街でずっと歩いて行って、つながっていたかと思っています。この絵で、ちょうど71とか69、68で、その間の区道は拡張するんですけど。

○事業者 御回答します。道路の敷地としては拡張はしないのですが、計画建物が現状よりもセットバックして、歩道状空地を取る形で、現状よりは歩行者空間が取られるような形の計画としております。

○森川委員 なるほど。そうすると、この間を通る道路の交通状況というのは、変わらないというか、特に増えたりとかいうことは、期待はしていないということでしょうか。

○事業者 そうですね。車両の出入口につきましては、歩道側、この図でいうところの南西面の少し太い通り側に設けますので、その内側の区道のところについては、交通量が多くなるということは、それほどないかと思っております。

そして、先ほどお話しさせていただきましたように、歩行者空間が広がりますので、確か、現地視察をしていただいたとき、人が車道側にはみ出て歩いているような道路になっていたかと思いますが、そういったところがある程度緩和されるのかなと考えております。

○森川委員 なるほど。時々、車両が通るときには、ここは信号もなく、何となく通っていた感じですが、そこは、そういう状況のままという感じですかね。

○事業者 失礼しました。先ほどの道路拡幅の件につきましては、区道の商店街の通りにつきましては、現状の6.9mから7.2mで、そのまま拡幅しないということになりますが、それと直交しております“一番通り”と呼んでおります、区道のIの281号につきましては、8mの拡幅のほうを行っていくというところがございます。

○森川委員 ごめんなさい、もう一度お願いします。ちょっと聞こえなかったのです。

○事業者 “一番通り”と呼んでおります、直交しているA街区とB街区の間のところにつきましては、8mの拡幅を行っていくということになってございます。

○森川委員 そうすると、この道路に結構車が入るようになるということでしょうか。

○事業者 基本的には、こちらも、現状、時間規制をしておりますので、それは、そのまま

残るような形になっております。

ただ、今回の開発におきましては、その部分は、時間規制もありまして、なるべく車両の通行を増やさないというところもあり、隣のⅠ－②敷地のほうの車両につきましては、Ⅰ－①敷地のほうから入れまして、地下でつなげるというような計画としております。

そういった意味では、建物の車両としましては、Ⅰ－①敷地のほうの車両通行という形で、交通量はなるべく軽減させるという計画としてございます。

○森川委員 では、地上を通っている方の安全とか、空間は、きちんと守られるということによろしいですね。

○事業者 はい。併せて、歩道状空地もつくるような形で、なるべく歩行者環境をよくするという計画としてございます。

○森川委員 わかりました。ありがとうございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

いくつか評価項目に上がっているものがございますが、それぞれの御担当委員から特にはコメントはございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見がないようですので、本日の質疑及び審議については終了したいと思います。

事業者の皆様方、どうもありがとうございました。また次回よろしく願いいたします。

事業者の方は退室をお願いいたします。

(事業者退室)

○下間アセスメント担当課長 事業者は退出されました。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

○齋藤部会長 それでは、引き続きまして、次第2の2番目の「(仮称) 小山三丁目第2地区 第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

まず、事業者の方に御出席いただきます。事業者の方は、Web 上での出席となります。入室をお願いいたします。

(事業者入室)

○下間アセスメント担当課長 事業者の方、入室されました。

○齋藤部会長 では、事業者の皆様方、本日もよろしくお願いいいたします。

審議の進め方について御説明をいたします。先ほどの第1地区と同様に、6月総括審議となります。

事業者の参加は、今回と次回までを予定しております。委員の皆様には、確認したい点や疑問点などについて質疑及び十分に議論していただきたいと思っております。

御協力のほどよろしくお願いいいたします。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 それでは資料3を御覧ください。資料3は前回の部会における審議の内容を整理したものととなります。委員からの指摘、質問事項等を環境影響評価項目ごとに「騒音・振動」「水循環」「日影」「その他（史跡・文化財）」の順序で取りまとめており、合計3件、「その他」が1件となりました。

指摘、質問事項等及びそれに対する事業者の説明等は取扱い欄に前回の日付として3/24(3月24日)と記載してございます。

前回の指摘の項目は9ページ「騒音・振動」番号1、10ページ「水循環」番号1、同ページ「日影」番号1、11ページ「その他（史跡・文化財）」番号1となります。

要約して内容を御説明いたします。

「騒音・振動」に関しては、番号1として、低周波音の評価の指標について質疑が行われました。後日、事業者から回答補足がございました。このことについてはこの後事業者から説明がございました。

「水循環」に関しては、番号1として、観測井を設置して地下水位への影響の監視について質疑が行われました。

「日影」に関しては、番号1として、小山三丁目第1地区と第2地区を併せた上での複合日影について質疑が行われました。

「その他」に関しては、史跡・文化財について質疑が行われました。

資料の説明は以上です。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ただいま御説明をいただきました前回の質疑応答について、御意見、修正等がございましたら、お受けしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、前回の質疑応答につきまして、事業者のほうから補足が

あると伺っております。御説明をお願いしたいと思います。御準備ができましたら、事業者の方、よろしくお願いいたします。

○事業者 よろしくお願ひいたします。

それでは、前回の委員の方々の御指摘で、低周波について補足説明をさせていただきます。

画面に今映っていますとおり、低周波につきましては、私どもとしましては、ISO に示します 100 デシベル、それから、低周波に関する環境省のマニュアルに基づく「がたつき」、この指標の表でいきますと、表 8-2-50 の(1)と(2)を挙げさせていただきました。

下の(2)につきましては、実際、低周波音の手引ということで、平成 16 年の環境省がまた出されておりました、その中には、私どもが使っております「物理的な苦情の問題」、それから、「心身に係る指標」というのがございます。

したがって、評価書案につきましては、参考値として、こちらの「がたつき」の物理特性と、「心身に係る指標」というものを使っていきたいと思ひます。

ただ、前回、先生から御指摘がございましたとおり、これらの指標は、本来、アセスメントの指標としてつくられているものではありませんので、あくまでも、評価書の表記上は、「参考」という形で表記をさせていただいて、評価書のほうに記載するような形を、現状は考えております。

説明は以上になります。ありがとうございました。

○高橋委員 御説明ありがとうございました。

環境省が「使うな」と言っていることを、「参考値」としていただくのは、それは構わないと思ひますが、その場合、予測は行ったけれども、「じゃ、この評価をどうするのか」ということが、残ってしまうような気がするのですが、どういう評価をされることを考えておられるのか教えていただければと思ひます。よろしくお願いいたします。

○事業者 先ほどの環境省の、182 ページの表 8-2-50(1)についてですが、基本的には、「G 特性の音圧レベル」の 100 デシベルというもので、事後調査等の評価をしていきたいと思ひます。

あと、「参考」として、この数値と比べてみるような形を、今は事後調査のイメージとして考えております。

○高橋委員 なるほど。わかりました。

そうすると、この「G 特性の音圧レベル」ですが、この G 特性というのは、実は、適用される周波数の範囲が非常に狭くて、いわゆる超低周波音と言われる 1 ヘルツから 20 ヘルツま

での間の音だけに限定して、本来は適用すべきものなんです。

なので、20ヘルツを超えて、例えば、この表 8-2-50(2)は、「参考」として使うものですが、これだと 50ヘルツまで記載されているじゃないですか。この 20ヘルツから、例えば、100ヘルツまでの間の低周波音というのは、このG特性のレベルでは評価できないのですが、その間はどうされますか。

○事業者 それは、「参考値」の(2)のほうと併せて評価をしようかなと、現状では考えております。

○高橋委員 じゃ、「参考値」といいながら、評価に使ってしまわざるを得ないということですか。

○事業者 そうですね、今のところは。

○高橋委員 できれば、過去の実験結果でもいいので、何か予測値と比較できるようなものを引っ張り出してきて、評価をしていただくのがいいと思いますが、

○事業者 はい。今回の事業者もそうなんです、例えば、過去、東京都の事後調査のほうで、低周波について、実際にこういうファンからどれぐらい出るかということを測った事例等も持っていますので、その辺の一般値であるとか、苦情の状況とかを加味して、考えたいと思います。

○高橋委員 わかりました。この場では難しいと思いますので、いろいろ検討していただければと思います。ありがとうございました。

○事業者 はい。ありがとうございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

それでは、出席されている委員の方の前に、欠席されている委員からのコメントですが、何かございますか。

○下間アセスメント担当課長 コメント等は預かってはおりません。

○齋藤部会長 了解いたしました。

それでは、これから御出席の委員の方から御意見、御質問等を受けたいと思います。いかがでしょうか。

玄委員、よろしく願いいたします。

○玄委員 250ページを見ていただけますでしょうか。

この小山三丁目の第2地区の北街区高層棟と南街区高層棟だけではなく、小山三丁目第1地区による、「いつ影になる」とかの情報を含めた天空写真をここに載せていますね。

こういう評価は非常に大事で、ただ、これを選んでいるのは、実際、238 ページで見ると、今回の計画地の北側で、ここに選定されているのは、4箇所程度で、かなり数が少ないなと思っています。

今回の日影の調査については、この周辺に教育施設、福祉施設もたくさん含まれていますし、あと、緑地も公園もありますので、そういった場所についても追加して、天空写真を載せることは可能ですか。

○事業者 はい。御指摘を踏まえて、きめ細かくという意味で、日陰になるのは、やはり、北側が中心になりますので、北側の学校の近くだったり、場合によっては、住居のほうであったり、地点の追加を検討いたします。

○玄委員 今回は、隣接している計画地もありますので、こういった天空写真を見ると、この事業による日影か、ほかの建物による日影になるか、そういったことが見て取ることができますので、そういう調査をする地点をぜひ増やしていただきたいと思っています。

○事業者 はい。わかりました。

○玄委員 お願いします。

○事業者 ありがとうございます。

○齋藤部会長 ありがとうございました。

それでは、堤委員、お願いいたします。

○堤委員 第1地区のほうでも同じようなことをコメントさせていただいたのですが、第2地区のほうにもコメントさせていただければと思っています。

第1地区と第2地区を併せて、ほぼ同じ時期に大きな規模の建築物が建つというような事業ですので、ぜひ温ガスの削減に努めていただきたいと思っています。

現在、まだ設計の具体的ところまでは進んでいないのかなという段階かと思いますが、今後、事業の計画が具体的に進んでくる中で、温ガス削減に向けた取組みなどが具体的に決まってきましたら、その効果も含めて、以降の設計の作成の際に盛り込んでいただきたいと思っています。

第1地区のほうにも申し上げましたが、第2地区のほうでも御検討いただければと思いますので、よろしくをお願いします。コメントになります。

○齋藤部会長 ありがとうございました。

事業者から何か御回答がございましたら、よろしくをお願いいたします。

○事業者 小山三丁目第2地区の事務局でございます。

今後、基本設計、具体的な検討を進めてまいります。その中で検討の進捗状況と併せて、記載できるものについては、しっかりとこちらのほうにも記載するという対応をとっていきたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。

○堤委員 ありがとうございます。

○齋藤部会長 ほかにどなたかございますでしょうか。

玄委員、よろしくお願ひいたします。

○玄委員 1点確認させていただきたいことがあります。286 ページを見ていただけますでしょうか。

下側のほうが本事業の計画地で、その上のほうは別の事業者になっていますね。別の事業者のほうで、庇や樹木の対応があるというふうに、今回の風環境の予測をするときに、これを見ると、それも反映していると思います。

今回予測するときに、この別の事業の、例えば、樹木を植える配置とか、庇を付けるこの規模については、別の事業者から情報をいただいたということによろしいですか。

そこまで反映してやっていたので、ちょっと確認させていただきたいと思っています。

○事業者 はい。別地区の建物の計画、植栽関係の情報は、全て情報交換をさせていただいて、計画、実験など全て、一体化、共同でやってきた結果をお示ししているところがございます。

○玄委員 はい。わかりました。それならばいいと思います。

ありがとうございます。私のほうからは、これで大丈夫です。

○齋藤部会長 わかりました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どなたかございますでしょうか。

横田委員、よろしくお願ひいたします。

○横田委員 景観について少しお伺いしたいと思います。

地点の3と4、5ですが、4、5は、北側の第1地区の開発との境目ということで、両者の圧迫感が大きい街路になっているかと思ひます。そこの景観的な配慮みたいなことを検討されることがあるのかどうかをお伺いしたいと思います。

それから、西側の圧迫感低減の保全措置として、都道に、420号沿いの街路植栽、沿道景観がありますが、こちらは、少し幅が狭いような印象があります。それに対して、1-171号、

反対側は少しセットバックを計画されています。

このあたりの街路からの離隔の取り方の考え方を少しお伺いできればと思います。

○齋藤部会長 事業者、いかがでしょうか。御質問が2点ございましたが、よろしくお願いいたします。

○事業者 まず、4番は、ここは、“一番通り”と呼んでいる通りの圧迫感の低減の考え方でございます。「No.4」と書いてある部分は、当地区の「南街区」と書いてある「南」という字のあたりに、タワーマンションが建ってくるというような計画ですが、そういう計画に対しまして、「No.4」のところは、第1地区の広場の空間が整備されるという予定になってございます。

それから、「No.5」ですが、こちらも同様に、当地区につきましては、タワーマンションを建てるという計画に対して、第1地区の計画につきましては、低層の3階程度のものにするという計画になっているということで、高層の谷になるストリートになるということではないということです。

もう1点、「No.5」は、我々の計画といたしましては、今回、商店街のにぎわいをつくっていくということで、商業の連続性をつくっていくのですが、タワーのマンションのエントランスにつきましては、商業の面から、計画上でセットバックをさせるということで、快適な街路空間の形成を図っていきたいと考えているところでございます。

2点目の御質問をもう一度よろしいでしょうか。申しわけございません。

○横田委員 「No.1」の側と「No.3」の側の道路からの、圧迫感低減のための離隔距離の考え方ということについてお伺いしました。

○事業者 まず、「No.3」でございますが、333 ページの図の下側が、先ほどのナンバーでいくと「No.3」側の、都道側になってございます。こちらは、将来、道路事業として20mの幅員に拡幅される予定でございます。

その拡幅された20m道路からさらに2mのセットバックを行いまして、この道路に対して、このタワーマンションの圧迫感につきましては、十分に配慮できているかなという考え方をさせていただきます。

一方で、北側の住宅の地域側との離隔でございますが、こちらが、この図の表8-9-5(1)でございます。まず、道路幅員としては8mにして、その上で6mの壁面のセットバックを行い、さらに、その6m部分に緑道ということで、植栽をつくっていくということで、低層の商業の賑わいと住宅を緩やかに分節していくような配慮をしていくとともに、物理的な離隔を

しっかり取っていくといったような計画をしているところでございます。

○横田委員 いずれもよくわかりました。どうもありがとうございました。

○齋藤部会長 ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。何かございますでしょうか。

特にはございませんでしょうか。

特に御意見はないようですので、本日の質疑及び審議は終了したいと思います。事業者の皆様方、本日はどうもありがとうございました。また次回よろしく願いいたします。

○事業者 ありがとうございました。失礼いたします。

○齋藤部会長 事業者の方は御退室をお願いいたします。

(事業者退室)

○下間アセスメント担当課長 事業者の方、退室されました。

○齋藤部会長 それでは、次第2の3番目の「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

まず、事業者の方に御出席いただきます。事業者の方はWEB上での出席となります。入室をお願いいたします。

(事業者入室)

○下間アセスメント担当課長 事業者、入室されました。

○齋藤部会長 事業者の皆様方、本日もよろしく願いいたします。

本事業の審議の進め方ですが、本日が4回審議予定の3回目となります。

本日の進め方ですが、最初に事務局から前回の審議内容及び都民の意見を聴く会の概要を説明していただきます。説明のあと、事業者から前回の回答補足について説明していただいた上で、事業者の回答内容の再確認を含め、事業者に対する質疑を行います。

事業者の出席は今回までとなりますので、委員の皆様は、確認したい点や疑問点など十分に議論していただきますようお願いいたします。

質疑が終了しましたら事業者は退席します。その後、次回の総括審議に向けて、各委員より総括審議事項の候補となる事項を挙げていただきたいと考えております。

ただし、事業者からの回答・説明が十分でない、審議が尽くされていない内容等がございましたら、4回の審議に留まらず、次回も事業者に御出席をいただき、継続して審議を行いたいと思います。

その場合には、総括審議に向けた総括審議事項の候補は、次回以降に挙げていただくこと

となります。

事業者の方には、委員の質問に真摯に御回答いただきますよう御協力をお願いしたいと思います。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○山内アセス担当課長 それでは、資料4-1を御覧ください。こちらは過去2回の部会における審議内容を整理したものとなっております。

各委員からの御指摘、御質問事項と、それに対する事業者の説明等を、環境影響評価項目ごとに並べておまして、合計16件、またその他として2件ございます。

このうち取扱い欄に3/24(3月24日)と記載のある前回の部会で事業者から説明等があったもの、それから、このあと事業者から補足説明があるものについて、要約して内容を御説明いたします。

まず12ページ「大気汚染」についてですが、いちよう並木と熱源施設の位置関係について質問があり、事業者からは高さとその状況の説明といちよう並木への配慮を検討中であるとの説明がございました。

13ページ「騒音・振動」の番号2につきましては、施設供用に伴う騒音の予測方法について意見があり、事業者からは、予測式等の根拠を評価書に掲載すること、スタジアム高さでの予測を実施することの説明がありました。

「騒音・振動」の番号3につきましては、道路交通騒音の抑制について質問があり、事業者から現時点で考えている措置について説明がございました。

14ページ「生物・生態系」の番号1につきましては、緑の質的な評価もしてほしいとの意見に対して、事業者からは、動植物の生息、生育環境に配慮した新たな緑地の創出や、中位消費者の生息環境への配慮等を評価書に記載するとの説明がありました。

また、15ページになりますが、生物種の出現状況の評価方法に関する質問と回答がございました。加えまして中位消費者の分布を図面として載せることや質的な生息環境への配慮を空間的に示すことに関する質問があり、事業者からはデータを資料編等に載せる方向で検討したい等の回答がございました。後ほど事業者からの補足説明がございました。

さらに「保存樹木に配慮する計画」、「動物の生息に配慮した植栽計画」の意味に関する質問があり、事業者からは並木東側の建物計画を取りやめて緑地を保全し、動物の生息にも配慮する計画とした経緯等が説明されました。

16ページ「生物・生態系」の番号2につきましては、地上部の緑の減少がわかりにくいと

の意見があり、事業者からは緑化の図の表記方法を工夫していきたいとの説明がありました。後ほど事業者からの補足説明がございます。

さらに17ページになりますが、樹木の活力度について、樹木単位で点を落とすよう整理してほしいとの意見に対し、事業者からは、今後詳細調査を行った上で表記するとの回答と、保存や移植の考え方に関する説明がございました。

これに対しまして、さらに18ページになりますが、活力度に応じた残置、移植、伐採の本数を図化することはできないのか。データをしっかり出してほしいとの意見があり、事業者からは、どのような図画が示せるのか検討させてほしいとの回答がございました。後ほど事業者からの補足説明がございます。

19ページ「日影」については、東側の並木について、日照も考察の上で移植や植栽を考えてほしいとの意見があり、事業者からは、樹木医などの専門家と日影の影響も考慮して検討をするとの回答がございました。

「風環境」については、事業者から19ページ番号1、計画地内部の風速ベクトル比について図に表記するとの回答と、20ページ番号2、「計画建物の形状及び配置に配慮した」との記載についての具体的な内容の説明がございました。

20ページ「景観」番号1につきましては、事業者から、いちよう並木について追加のイメージを評価書へ掲載するとの回答がございました。

21ページ「景観」の番号3につきましては、イチョウと野球場の離隔距離が非常に重要。メンテナンスで樹冠に影響が出ると問題。多様な手段で景観を再現してほしいとの意見に対し、事業者からは、可能な限りイチョウの樹冠に配慮し検討すること。野球場の壁面は境界から約8m後退する計画となっているということ。景観の再現については追加の資料を評価書に掲載することの説明がございました。

また、いちよう並木と野球場の壁面、ネットの高さの関係、ネットの透過性等について、具体的に示してほしいとの意見に対し、事業者から、表現を検討した上で評価書へ反映するとの説明がございました。

さらに、22ページになりますが、外壁やネットについて具体的な構想を出してほしいという意見があり、事業者からは、外壁のイメージは何かしらの形で評価書に入れて載せていきたい。ネットの高さについては検討していて、検討資料はまだ出せないとの説明がございました。後ほど事業者からの補足説明がございます。

24ページ「自然との触れ合い活動の場」につきましては、この地域の自然と人の歴史性も

踏まえた評価、配慮につきまして、後ほど事業者から補足説明がございます。

25 ページ「廃棄物」につきましては、事業者から、法律の趣旨を鑑み施設を運営していくとの説明がございました。

その他の番号2につきましては、できるだけ詳細な情報を準備し説明することをお願いしたいとの意見について、後ほど事業者からの補足説明がございます。

事業者から説明は以上です。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。

ただいま御説明いただきました前回の指摘内容について、委員の方々から修正等がございましたらお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

特に質疑内容につきましての確認のコメントがないということでしたら、その次に進みたいと思います。

4月15日に開催されました「都民の意見を聴く会」につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○山内アセス担当課長 それでは、資料4-2を御覧ください。全部で17名の方から公述がございました。御意見の内容を主に環境影響評価項目の分類で整理してございます。要約して御説明いたします。

まず、環境一般につきまして5件の意見がございました。

(1) なぜ地域住民は13年間も大工事に耐え続けなければならないのか。解体建設工事の騒音・振動、アスベスト等で安心して散歩できない。

(2) ヒートアイランド現象による影響を評価してほしい。

(3) いちよう並木の生育環境への悪影響や景観の破壊なしに、並木に近接して野球場を建築することは不可能。

(4) いちよう並木は地下構造物により水流が阻害され、掘削により根が切られ、構造物により西日が当たらなくなり、高層ビルによるビル風に見舞われる。

(5) ラグビー場の環境と景観への負荷、イベント時の騒音が示されていない。ラグビー場建設は環境保全に関するあらゆる計画に矛盾している。

次に、大気汚染について1件の意見でございます。

(1) いちよう並木や絵画館前広場の円周道も、車の通行は不要である。

次に、騒音・振動について3件の意見でございます。

(1) 環境基準を満足するという回答では全く安心できない。住民が求めているのは現状よりも騒音が抑えられる設備である。

(2) ラグビー場は屋根付きだからといって騒音を評価しないなど、専門家の意見とは思えない。

(3) 神宮球場は鳴り物による応援禁止措置を取るべき。

次に、生物・生態系、自然との触れ合い活動の場について7件の意見でございます。

(1) 緑地の量が減り、都市の居住性を低下させる。東京は、公共の緑地の広さがロンドンやニューヨーク等より劣っており、木を伐採する余裕はない。

(2) ラグビー場等は今の場所で建替えれば、多くの樹木が救われる。

(3) 屋上緑化と芝生では外周の濃密な植栽が失われる。芝生広場では樹木の多様性が少なくなる。

(4) 樹齢100年超の樹木やいちょう並木の移植保全の具体的な方策が示されないことに、疑問を感じる。

(5) 新国立競技場建設時の移植樹木を見ると、移植は樹木にとって過酷な環境であり、保存が大変難しい。専門家の意見を取り入れた詳細な検証を行ってほしい。

(6) 新国立競技場の建設用地とされた明治公園のように、樹木一覧と評価基準等のデータを提出した上で審議してほしい。

(7) 今回の再開発は、空も空気も緑も地面も、大地も地下水も含めて、その全てを狭める。

次に、風環境について4件の意見でございます。

(1) 現在でも伊藤忠ビルの前は風が強く、風洞実験結果は信頼に足りない。

(2) 広場は強く多方向からの風が吹くことは明らか。風速予測も示してほしい。

(3) 対策について、「管理者への説明、引継ぎを行う」では不十分で、先延ばしではなく事業中に実施すべき。

(4) 「現状でも危険」という指摘が多くあるのだから、現状を改善する必要がある。

次に、景観について5件の意見でございます。

(1) 開けた空にイチョウがのびやかに映える、今の美しいいちょう並木を保全できるよう求める。

(2) 眺望予測図について、球場壁面は実際はもっと高く見え圧迫感があるはず。視点を西に振れば建物がいちょう並木に覆いかぶさるように見えるはず。

(3) 野球場の外壁が見えないように高木を植えるなど、積極的に景観改善を目指すべき。

(4) ラグビー場棟が完成すると大きな壁が出現する。フォトモンタージュなどで比較検討、評価すべき。

(5) 高層ビルの建設や樹木の伐採により歴史的景観を壊すことはやめてほしい。

次に、史跡・文化財について1件の意見でございます。

(1) 全体が史跡・文化財だということを無視していることに問題がある。

次に、温室効果ガスについて2件の意見でございます。

(1) 新事務所棟について、建替えしない場合のCO₂排出量と比較すると、建て替えることで過大な環境負荷を与える。高寿命になるよう修繕していくべき。

(2) 地域でエネルギー消費を減らすことができる。一つ一つの建物が省エネ的になっているということでは話にならない。

続きまして、環境影響評価項目以外の御意見となります。

環境影響評価制度の手続等について4件の意見でございます。

(1) 環境影響評価手続きの途中で不正確な変更を行うことは、環境影響評価手続きを軽視している。

(2) 絵画館前広場には、テニスコートが移転し、樹木が大量に伐採・移植される。計画に含めて評価すべき。

(3) 縦覧がインターネット公開されず、計画の公開性に欠ける。公園まちづくり計画に関する説明会の参加資格は案内を配布した範囲に限られ、公開性が高いと言えるのか。

(4) 見解書において事業者は杓子定規に答えているだけで、計画案の変更等は見受けられず、事業者の真摯な対応は一切感じられない。

最後に、事業計画等について20件の意見がございます。内訳といたしましては、計画の見直しを求めたり、事業の必要性を問う意見が11件、周辺住民等への周知不足に対する意見が4件、防災やスポーツ環境整備に関する意見が4件、工事期間中の通路や広域避難場所に関する意見が1件ございました。

事務局からの説明は以上でございます。

○齋藤部会長 ありがとうございました。

この「都民の意見を聴く会」は4月15日に開催されましたが、この委員会からも4名、私も含めて参加をさせていただきました。各委員の方から何かコメントがあれば伺いたいと思いますが、高橋委員、いかがでしょうか。

○高橋委員 今回は公述人の数も非常に多くて、皆さんの関心が高いなと思いました。

メインの意見としては、いちよう並木を初めとする緑の環境へのことだと思いますが、これに関しては、横田委員のほうから詳しいコメントがあると思いますので、僕のほうからは、全体的な印象だけちょっと言っておきます。

公述人の中で、「先人の思い」云々という言葉がよく出てきました。つまり、意見を出してくださった人たちは、緑の環境に関しては当然なんですけど、それだけではなくて、全体の歴史的な意味のようなものも含めて、この場所を非常に大事にされているのではないかという印象を持ちました。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

それでは、横田委員、いかがでしょうか。お願いいたします。

○横田委員 今まさに高橋委員がおっしゃったとおりのようなことを感じました。

緑に関する議論が大変多く、特に樹木に対する保全のあり方というのが問われるわけですが、その保全は何のために行うのかということですよ。それは、環境の質を下げないためということだと思います。

そういった面で、環境の質で何が問われるべきかということ、おそらく、これまでの歴史性であるとか文化性であるとか、さらには、全体的な景観であるとか、非常に大きな環境の質と関わってくる話でありまして、なおかつ、運動ですとか自然との触れ合いといった、人の関わり方、ありようも問われているのかなと感じました。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

それでは、柳会長、お願いできますでしょうか。

○柳会長 印象としましては、公述人の方々が、計画地近隣の住民の方々のみならず、都内全域の広範な住民の方々から公述の申し出があり、都民の関心の深さというのを感じました。

とりわけ、神宮外苑の歴史的な背景とか、その価値に対する深い洞察力に基づいて、計画の再考を求める御発言が少なからずあったところが、印象に残りました。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

最後に、蛇足になりますが、私のほうからも一言だけつけ加えたいと思います。

ほかの3人の委員からもございましたが、歴史的な話というのは、非常によくお話がございました。

都民の皆様方から、「将来世代のために過去からの歴史を残したい」というような感じの意見がありましたが、事業者の方々も、当然ながら、「将来世代のために、よりよい土地の利用

の仕方を考えたい」ということだと思えます。

どちらも将来世代に向けて、どういう形でこの場所を使っていくかというところで、方法論に違いがあるということかなというふうには思いますが、一つ印象に残ったのは、「変えるということは、元には戻せないで、そういった意味では、変えることに対する責任というか説明を、将来世代に対して『変えました』ということ、胸を張って言える事業であってほしい」というような御意見もあったことが、すごく印象的でした。

アセスメントの中でできることには、非常に限りがございますが、そういった意見も踏まえまして、事業者との質疑応答を今後進めていきたいと思っております。

それでは、前回の質疑応答に関しまして、事業者の方から補足があると伺っていますので、御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○事業者 よろしく願いいたします。

まず、画面の共有をさせていただきます。

それでは、前回の審議会の御指摘などに対する回答補足をさせていただきます。

資料4-1の中の15ページになります。生物・生態系の部分についてです。

前回は回答しましたが、調査方法について、もう少し詳しく、また、希少種の出現位置についての情報を出したほうが良いというようなことも、御意見としていただきました。

その辺のデータにつきましては、「評価書のほうに掲載する」という回答を、前回させていただきまして、その資料の準備ができましたので、回答補足として御説明させていただきます。

鳥類に関しては任意観察による目視調査、昆虫類に関しては捕虫網を用いた任意採集方法で調査を実施しております。評価書のほうに写真を掲載する予定でございます。資料のイメージとしてはこのような形になります。

別途、補足資料として資料4-1-1ということで用意させていただきました。

「調査方法」については、先ほどの御説明の内容を加筆させていただきました。加えて、その調査の時点の記録写真を掲載させていただくことにいたします。

次に、希少種の出現位置についても御質問がございました。これにつきましては、資料4-1-2ということで、「現地調査の結果は以下に示すとおりである。なお、注目される種の分布状況は、資料編の199ページに示した。」ということで、資料4-1-3ということで用意させていただきました。

今回の現地調査の中で確認された希少種ですが、「アズマモグラ」と「ニホンカナヘビ」が、

また、建国記念文庫の横の歩道の近くで「タマムシ」が確認されております。

「アズマモグラ」と「ニホンカナヘビ」につきましては、今回保全する緑地という位置づけにしておりますが、いちょう並木の東側一帯のほうで確認されております。ここにつきましては、開発後も保全するという方向で計画がされております。

次に、16ページになります。こちらのほうでは、生物・生態系の緑化についてですが、屋上、地上部の緑化がよくわかりづらいとか、緑の情報をもう少し載せたらどうかというお話だったと思います。

それに対して、前回の審議会の中で、「図と表記方法を工夫させていただきたい」というふうに御回答させていただきました。

今回、回答補足といたしまして、地上緑化と屋上緑化のわかりやすい図ということで用意させていただきました。もう一つ、現状（建設前）と将来（建設後）の樹木状況を単木レベルで詳細に表現した図を、評価書に掲載するとさせていただきました。

それにつきましては、まず、資料4-1-4ということで、現状の評価書案に掲載している緑化計画図がありますが、それをベースに、地上部の緑化と屋上緑化を色分けしております。

濃い緑の部分が地上部の緑化で、黄緑色の部分が屋上緑化で、建物の上、デッキの上での緑化ということになります。

もう一つ、「単木レベルのプロット図が欲しい」という要望がございましたので、単木レベルの図につきましては、御覧のように、現況調査で確認されたもの、3m以上の高木になりますが、につきましては、このような形でプロット図を用意させていただきました。

こちらのほうが開発後になりまして、先ほどの図が開発前、建設前のものです。開発後のプロット図ということで、単木レベルのプロット図を用意させていただきました。こちらは資料4-1-6ということになります。

そして、今まで、いちょう並木の東側の緑地、先ほどの図でいいますと、こちら側ですが、ここと、神宮外苑広場とって、建国記念文庫のところ、図でいうと、この辺りですが、「なるべく保存していきましょう」ということを、評価書案の中では書いております。

それに加えて、文化交流施設付近の緑についても、可能な限り残していくということ、加筆させていただきました。文化交流施設付近の緑というのは、この部分のことです。現況も高木が生い茂っているところですので。現況のこの部分を「極力保存していきましょう」という旨を記載させていただきました。

計画後はどのような形になるのかということ、もう少し具体的な絵で示させていただ

ております。この図ですが、下に見えているのが、野球場の北の部分です。左側に見えているのが複合棟Bと言われているものです。いちよう並木はちょうどこの図の右側になります。

これは、資料4-1-7ということで用意させていただきました。これが、今言われている文化交流施設と呼ばれているものです。これが、北側にあるこの部分です。「一団の塊の緑、既存樹木の保全」ということで、位置づけさせていただいております。

ちなみに、これを北側から見るとどういう形になるかということ、このようなパースを用意させていただきました。ちょうど北側から見るので、このパースの左側にいちよう並木があるという形になります。

木々の向こうに見えているのが文化交流施設ということになります。「この辺の樹木を残していこう」という計画でございます。

続きまして、18ページ、19ページになります。これも、生物・生態系の続きの話ですが、この中の御質問では、「具体的にどのような図が示されるのか。もう少し詳しい図を示してほしい。情報を出してほしい」ということを、繰り返し言われております。

特に、樹木の活力度につきましても、活力度については本数で、数字で出していましたが、「どこの部分は活力度がどうなのか」というようなプロット図を出していませんでした。

その辺につきましても、検討させていただいて、今回、「樹木活力度別の分布状況図」というものを、評価書に掲載する方向でございます。

図といたしましては、資料4-1-8ということになります。活力度Aが緑、活力度Bが青、活力度Cが黄色、活力度Dが赤という形になってございます。

これは、現況の図でございますが、この図に、計画建物の外形線と道路外形線を重ねさせていただきました。これにより、どの部分に建物がかかってくるのかということが、明確になるということも示した図にしております。

説明させていただきますと、樹木活力度別の分布状況図には、樹木単位で示した活力度に加え、将来建物の位置の外形を示させていただきました。また、樹木の移植、伐採については、保存、移植、伐採の樹木の分布状況図を、評価書に掲載する予定でございます。

資料4-1-9に、保存樹木が緑、移植樹木が水色、伐採樹木が青ということで示させていただきました。御覧のような形で、一本一本のプロット図ということで掲載させていただきました。

保存、移植、伐採の考え方ですが、それにつきましては、資料4-1-10ですが、まずは説明させていただきたいと思っております。

保存、移植、伐採の考え方については、まず、生態系被害防止外来種リストの植物は伐採対象といたします。計画地内にある記念樹については移植対象と考えております。

その図が資料4-1-10ということになります。「トウネズミモチ」が伐採対象の外来種ということで、計画地内に合計16本ございます。あと、記念樹としては、「ユズリハ」が1本、スタジアム通り沿いがございます。

次に、樹木医による樹木活力度調査と施設計画を照らし、現時点での存置、移植、伐採対象樹木を決定しています。伐採対象樹木につきましては、樹勢不良、樹木同士・現況建物等構造物と近接により、健全な根鉢の確保が困難なものを対象としています。

今後の詳細な調査により、健全な根鉢の確保が可能な樹木を、より移植できるよう、また、施設計画の深度化により、樹木の扱いを再検討するというごことでございます。

樹木につきましては、生物であることから、施工時点までの間に腐食などの生育が健全でないものが出るおそれがあるため、移植、伐採については、上記を再度検討するというごことでございます。

移植につきましては、計画地内への移植や追加移植の検討を進めます。

加えて、現時点から施工時点まで、繰返しになりますが、腐食などの生育が健全でないものが出るおそれがあるため、評価書案の中では、存置、移植を3割減らした本数を記載しています。根拠となる本数についても、評価書のほうに記載いたします。

また、絵画館前広場については、別事業であるため、本環境アセスメント対象外事業ではありますが、生物につきましては、技術指針にある「調査地域は、対象事業の種類及び規模並びに地域の概況を勘案して、対象事業者が、生物・生態系に影響を及ぼすと予想される地域とする」という記載がございます。

ですので、これに従って、絵画館前計画区域についても、既存資料で調査を行っていただき、それを評価書案に載せてございます。

隣接した開発として、絵画館前広場を含めたイメージパースを、参考資料として評価書案に掲載いたします。

まず、お話の中で出てきた絵画館前についても、樹木についても、今までお示しした図の中でも掲載していますが、新しくパースという形で、このような計画が周辺にあるという情報を得ましたので、今回、パースを追加させていただきました。

あと、先ほどの説明した中の話ですが、今回、評価書案の中では、存置、移植の本数を、安全をみて3割減にしましたが、その前の数、もともとの数をこのような形で表にさせてい

いただいております。こちらは、資料4-1-11に掲載しております。

加えて、次のページです。資料4-1-12ですが、こちらには、先ほど御説明させていただきました、移植、伐採の選定の考え方をまとめたものを載せております。

次は、資料4-1の22ページを御覧ください。今度は、景観の話になります。

景観の中で、特にいちよう並木のところに関しまして、「モンタージュとかパースとかないか。もう少し情報を欲しい」ということとか、ネットの高さの話についても指摘を受けております。

この指摘を受けまして、まだ検討中の資料ではございますが、今回、資料として掲載させていただきました。こちらは、資料4-1-15というものと、資料4-1-16の2つでございます。

いちよう並木と野球場の外壁、あと、防球ネットとの位置関係を示しております。いちよう並木の西側の断面イメージなどを、評価書にこの資料を掲載する予定でございます。

こちらの資料につきましては、2020年5月10日提出の公園まちづくり提案書に掲載の断面図・イメージパースになります。

その後、各種行政手続きにおいても、有識者の方々より、設計の深度化に改めて検討を行うよう、御指導いただいている資料でございます。

当該資料は、あくまでも途中段階のもので、決定したものではないのですが、より景観へ配慮したものとなるよう、引き続き検討を進めていきたいと思っております。

もう一方の4-1-15の資料は、断面イメージになりますが、こちらの断面イメージでは、建築物とイチョウの距離を示しております。この赤い点鎖線が敷地境界線です。現況では、既存店舗がいちよう並木沿いに建っていますが、これが赤い点線で示しております。

この壁面までが、大体5m離れています。今回の野球場の外野の壁が、約8mセットバックしているという状況でございます。既存店舗のセットバックと野球場の外壁のセットバックのイメージでございます。

こちらの断面パースのほうは、同じように、道路境界から8m、外壁ラインはセットバックしますということと、あと、ネットの部分は、現況は、安全側で表現しているため、金網のような表現になってはいますが、この辺、ネットはどのようなものになるかというのは、今後の検討になると思っております。ただ、現時点での検討では、この敷地境界から約10m離すという計画になっております。

また、参考ですが、これは、今回のアセスメントの手続きの中での調査地点そのものでは

なく、少しずれた位置になりますが、青山二丁目交差点からのいちよう並木を見たモンタージュになります。

赤い点線の部分が、建物及びスコアボードあるいは照明等の工作物と考えていただければいいと思います。白い点線の部分は、少し段々になっていますが、この部分が、検討中の防球ネットを表したものになってございます。

もう一つ、今度は、先ほどの青山二丁目の交差点と逆側、噴水広場側と言うんでしょうか、この右上に図が載っていますが、噴水広場側から見たモンタージュということになります。

建物、工作物のスコアボードなどの部分を、赤い点線で示しております。一方、防球ネットの位置は、段々になっていますが、白い点線で示させていただいております。

先ほどの景観を含めて、生物もそうですが、それらについては、それぞれ予測結果や評価結果のほうに反映させていただきました。

次は、資料 4-1 の 24 ページになります。自然との触れ合い活動の場ということで、先ほどお話があったように、「歴史性も含めて、神宮外苑に関する調査結果の補足をしてほしい」というような要望がありましたので、「そういうことも行う」ということを、回答補足として、前回の審議会で発言させていただきました。

さらにその回答補足といたしましては、「創建当初から現在に至る歴史を継承し、絵画館前広場を中心にそれを取り囲むスポーツ施設や緑地、広場を再生、創出する計画です」ということを記載させていただいております。

評価書案にはまだ掲載されていませんが、創建時の明治神宮外苑の配置図を、評価書には掲載する予定でございます。

明治神宮外苑の創建当初から現在に至るまでの時代の変化、ニーズ等に対応する中で整備されたスポーツ施設等の施設が立地しており、青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館前へと続く、特徴的な 4 列いちよう並木、その並木の東側の保全する緑地、建国記念文庫辺りの神宮外苑広場といった、まとまった緑が現在に至るまで存在しているということ、また、創建時は、絵画館前の広場を中心にスポーツ施設や緑地、広場が取り囲む環境であったという旨、追記させていただきました。

創建当時の写真を、資料 4-1-21 ということで掲載させていただいております。

本事業の実施により、先ほどのとおり、創建当初から存在する交差点からの 4 列いちよう並木、緑地、建国記念文庫のところの樹木の存置、移植は極力行うという計画になっています。

また、緑地を創出する際には、計画地周辺に残存する緑地の構成種を中心に植栽することで、動植物の生息（生育）環境に配慮するとともに、一般の人が利用できるように、歩行者動線と連携した芝生や高木を配置して、四方からのアクセスが可能な計画施設の利用者、就業者のみならず、地域住民にとっても利用しやすい回遊性の高い自然との触れ合い活動の場を計画しています。

このようなことを、評価のほうにも追記させていただきました。

以上、こちらで用意した回答補足についての説明でございます。少し長い時間になってしまいましたが、申しわけございません。以上で説明は終わりでございます。よろしくお願いいたします。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。

ただいま事業者から補足の御説明がございました。その内容、事業内容全般につきまして、これから事業者の皆様方と質疑応答を行いたいと思います。

委員の方から、御質問、御意見等をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

横田委員、よろしくお願いいたします。

○横田委員 資料の御説明ありがとうございました。

わからない点がありましたので、まずそこをお伺いしたいと思います。

表 2.4-15 と表 8.6-30 という 2 つの表がありましたが、この 2 つの違いについて、もう少し具体的に御説明いただけますか。

○事業者 まず、資料 4-1-11 にある表 2.4-15 につきましては、今回、実際に現地調査を行って、先ほどの伐採、移植等の検討を行った結果の表でございます。この表と先ほどの伐採、移植、存置の表が対応するということになります。

もう 1 つの、資料 4-1-12 の表 8.6-30 は、先ほどの表から、今回、アセスですので、現時点から工事の施工時点までの間に、腐食などの生育が健全でないものが出てくるとか、いろいろなリスクを考えて、安全側で、存置と移植の数を 3 割減らし、活力度が C と D のものは伐採に持っていくということを行った後の数字になっております。

ですので、例えば、伐採の本数を見ますと、ここでは 971 となっておりますが、安全を見る前の数字は 659 という本数になっております。

そういう関係になってございます。

ですので、表 8.6-30 は、安全を見た数字ということで、アセスの評価書案で提示させていただいているものということでございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

横田委員、いかがでしょうか。

○横田委員 「6-30」の表のタイトルが、「保存する樹木の本数」になっていますが、これは、保存する樹木を指しているというよりは、むしろ、伐採樹木の増加の度合いを示しているという理解で正しいのでしょうか。

○事業者 そうですね。今後詳細な調査も行うというのと、工事期間が今後15年間ございますので、その間に、初めに「存置」もしくは「移植」と判断した樹木においても、移植できなくなってしまうというようリスクも含めた数字が、この表8.6-30の数字でございます。

○横田委員 存置の本数が減る根拠ですが、ここでは、「CとDは全て伐採」となっていますが、その根拠はなぜなのでしょう。

○事業者 このあとの15年間の工事期間の中で移植しているので、活力度C、Dについては、その間に腐食する可能性が大きいのではないかとこのように判断して、C、Dを伐採というふうを持ってきております。

ただ、このC、Dにつきましては、評価書案の中でも書いていたと思いますが、今後詳細な調査をやって、あるいは、例えば、工事などにおいても、工事のヤードのつくり方といったことなどいろいろ工夫して、できるだけ存置もしくは移植で行うという方向に持っていこうとは思っております。

○横田委員 活力度調査というのは、適切な管理や育成をすることで、活力度CでもBに上げているとか、存置させることで、環境ごと残すためにどれだけCを残せるかというような議論も、行っているように思いますが、ここでは、C、D=伐採という論理になっていて、そこが非常に理解が難しい部分ではないかと思えます。

加えて、A、Bに関して3割減らすという考え方の根拠は、どこから来ているのでしょうか。

○事業者 それがなかなか難しく、工事が長い15年間とか、工事ヤードのつくり方というのは、現状では余りにも予測が難しいところでございます。存置、移植は施工の方法に大きく影響されてきますので、それらを考えますと、例えば、1割程度見て、安全に見れるかということは、なかなか言いづらいのかなと思われれます。

そうかといって、半分にしてしまったら、それほど違うということは、果たして予測の意味があるのかなというところございまして、その間の3割ぐらいを安全として、ざっくり見ているということでございます。

○横田委員 「安全側」という言葉の使い方が、少し違うように思えます。「安全側」という

のは、基本的に、移植のリスクがあっても、移植をすることに対する安全措置をどれだけとれるかというのが、「安全側」という言い方をしたいと思います。

しかし、今のお話ですと、どちらかというと、「安全側を見て伐採する」というような論理になっていて、その考え方というのは、ここでの議論と逆行しているのではないかと思います。

「A、Bをどれだけ残せるか」、あるいは「CをうまくA、Bと併せて保全できるか」というのは、環境の質をどう保全できるかという議論と非常に近いので、そちらのほうの話をしたと思います。

樹木も生態系の話になりますが、ここでは、評価書案の309ページに、植物連鎖のことを書いていただいています。

これは、草地に加えて、樹林生態系がベースとなる生物相を必要としていて、その樹林生態系は、一定の規模の環境を有することによって初めて、存続できるというようなことだと思います。

それから、発見されている蝶の分布も、例えば、ここにも載っているでしょうか。樹林では、例えば、ヒカゲチョウとかムラサキシジミなどの蝶で見ると、よりクリアになると思います。

ただ、ここで載せているのは、絶滅危惧種ですが、都市の生態系というのは、むしろ、典型種の積み重ねによってできているような部分がありますので、一般種をもとに樹林生態系をどう残せるかということ、考える必要があるのではないかと思います。

そういった意味で、生態系のゾーニングであるとかネットワークの考え方というのは、まだ示されていないように思いますが、どういった環境で樹林生態系をどのように残せるのか。そのあたりのお考えをお聞かせください。

○事業者 中位消費者だけではないのですが、現況で樹木がある程度密集している場所とかに関しまして、それを中心に残していくということと、もう一つは、開発後、ある程度、草地と高木が混植されたような環境をきちんとつくっていくということで、先ほどの中位消費者だけではなく、下位消費者のほうの、昆虫とかについても、生態系の維持に役立てていくという考えでございます。

具体的に、例えば、草地にどのような植物を置いていくのかというようなことについては、今後の検討になるということになります。

○横田委員 草地のイメージも、少し違うのかなと思います。

芝生に代表されるのは、広場的な草地を生態系としてみなすことはなかなか難しく、むしろ、乾燥化を発生させる要因になったりします。

そういった意味で、今真ん中に示されている辺りも、建物と広場で乾燥的な環境が広がるわけですね。そうすると、塊をいかに残せるかということに、先ほどの草地環境に依存していた生物であるとか、それを樹林の利用種まで広げていくような考え方になると思います。

ですので、まとまりとしての環境、生態系の残し方については、記載がないですし、生態系としてどういうネットワークをつくるのか。そこを具体的に示していただく必要があると思います。

例えば、目標種を設定するのもよいですし、その林相の絵をかいていただくのもいいと思いますが、そういった立体的な見方が重要ではないかと思っています。このあたりの検討はされているのでしょうか。

○事業者 現在、ランドスケープを検討中でして、実際にどういう植物を植えていくかということは、まだ検討中ですが、検討中ということを条件に、評価書のほうに掲載するということは可能だと思います。

○横田委員 特に、土壌もより重要になると思います。年月を経て蓄積された表土が、場合によっては、縁石によって囲まれて、分断されてしまう可能性もあると思います。

そうなってくると、植栽としては、目詰まりがしやすくなったり、土壌の環境が機能的に非常に劣化しやすくなりますので、そういった意味でも、まとまりのある生態系をどうふうに残すかという視点を、ぜひ盛り込んでいただきたいと思います。

○事業者 わかりました。ありがとうございます。

その辺をできるだけ評価書のほうに反映させていこうと思います。

○横田委員 3点目はイチョウです。生態系に関しては最後にいたしますが、イチョウに関して、やはり、壁面との関係性が、道路境界線からこの断面のイメージですと、8mとなっていますが、根系の保全上は非常に不足していると考えられます。

それから、フェンス、庇といったものによる、マクロには捉えにくいですが、日照の影響ですとかいったことも、懸念されるかと思っています。

このパースは2年前のもので、保全措置を反映されたものとは感じられない部分があります。これに関して、これまでの検討で、どういった点がより配慮されていらっしゃるのかお聞かせいただけるでしょうか。

○事業者 当初は、このネットの位置がもう少しいちょう並木のほうに寄っている計画にな

っていたと聞いております。

野球場のホームベース側といったらいいでしょうか、どこまでいちょう並木を離すことができるかということで、当初は8mだったものを、約10mまで離すことが可能ですというような検討をしております。

それと、このネットについては、今は金網のような形で書かれていますが、これにつきましても、実際にはどういう素材でやるのかということも、今後の検討によって、なるべく光の透過性の高いものに、こういう金属のものではなく、ネットのイメージに近いもので、イチョウに対して影にならないような形にして、また、景観上でもあまり疎外感が少ないものにしていこうと考えております。

○横田委員 先ほど、スコアボードとか照明というようなお話もありました。それから、高層棟の日影の影響もあるかと思えます。南北に長いものに対して、西側に何か張り付くというのは、南側からの影響というものも含みやすくなるというふうに考えられます。

そういった環境の変化という点で、イチョウに対する影響をどういうふうに予測されていますか。

○事業者 イチョウにつきましては、先ほど申し上げましたように、ここの離隔を必ず確保していくということと、ネットの素材については、なるべく透過性の高いもの、安全性のこともありますが、透過性が高い素材に変えていくという検討を、今後進めていく予定でございます。

それによって、このイチョウへの日陰の影響をなるべく軽減していくという考えでございます。

○横田委員 フェンスは若干下げられたかもしれませんが、1階と2階の店舗の庇は下がっていないですね。

これを建てようとしたときに、外側に足場が来るとか、管理上で何か根系に対する影響が懸念されます。上だけではなく、低層階の間隔がより狭く見えるのですが、ここの検討はされているのでしょうか。

○事業者 これは、実際の施工計画などとも関係してくると思えます。ゼネコン等、施工者を決めるのは、まだ先のことでありまして、野球場の着工が2028年だったと思えます。あと7年以上あるという中で、この辺の壁面後退と、壁面後退をした上での、御指摘のとおり、「ぎりぎりまでここを8m以上掘るのではないか」というようなお話だったと思えますが、その施工方法についても、施工者と一緒に検討していこうと思っております。

○横田委員 「検討していく」という御回答以外の御回答を、ここで何かいただくのは難し
そうなので、ここで一旦切らせていただいて、景観と自然との触れ合いについては、また質
問させていただければと思っています。

○事業者 ありがとうございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

私のほうから、今の話のところで少しお伺いしたいと思います。

この建物の離隔をある程度つくっていらっしゃるということですが、工事をするときには、
地面も掘り下げるといふことかと思っています。

「施工計画等は今後です」ということですが、イチョウの根に対する影響ということにつ
いて、もう少し具体的な説明をいただければと思います。「このいちょう並木は保存します」
ということですので、保存できないといけないと思いますが、そこはどのようにお考えでし
ょうか。

○事業者 まさにおっしゃるとおりで、この4列いちょう並木の保存というのは、評価書案
にも宣言していることですので、これについては、もう約束だと思っていただい
ていいと思います。

当然、その約束を守るために、本当に施工方法ということについて、施工のプロフェッシ
ョナルな方を入れて、検討していかなければいけないのかなと思っています。

○齋藤部会長 おっしゃるとおりだと思いますが、その施工のプロフェッショナルを入れた
ときに、「大丈夫です」ということでないと、「約束です」と言われても、こちらとしても評
価をしかねるところではあるなと思っています。

今のところは回答することができないということですね。

○事業者 なかなか難しいと思います。おそらく、地下の部分の、基礎のつくり方にも影響
してくると思いますので、現状では、「できる限り、根から離れた位置に、地下躯体をつくる
というような検討を進めていきます」というぐらいしか、なかなか難しいのかなと思っ
ております。

○齋藤部会長 そうすると、これも嫌な言い方ですが、先ほど、A、Bの存置に関して、「3
割減」とおっしゃいましたが、「それは工事等によって」ということもお話しされていました。

その3割減の中にイチョウが含まれる可能性も、今のところあるのだという理解でよろし
いですか。

○事業者 この4列いちょう並木は残していくというのが、大原則になるということござ

います。

○齋藤部会長 わかりました。そこは、「お約束です」ということかなと思います。どうもありがとうございました。

ほかに、皆様から、ほかの視点についてでも結構ですので、御意見、御質問等はございますでしょうか。

堤委員、よろしくお願いいたします。

○堤委員 温室効果ガスの観点からも少しコメントをさせていただければと思います。

これだけの大規模な事業ですので、温室効果ガスの削減の取組をお願いしたいと考えております。今の図書を拝見すると、「自然エネルギーの利用」とか「地域冷暖房の利用」なども、計画には入っているような感じで、まだそれが予測には反映されていないということですが、今後の図書でそういったものの効果も含めて、検証していかれるような御予定があるかどうかというのを教えていただければと思います。

○事業者 御質問ありがとうございます。

地域冷暖房とか、それ以外にも、環境対策、温室効果ガス低減のための対策をやっていくわけですが、その計画が徐々に決まってくると思います。

繰返しになりますが、工事期間が15年程度ありますので、その間に徐々に、その時点での最新の機械のどういうものを使うか、地域冷暖房(DHC)にしても最新の熱源の設備があると思いますので、その辺、ある程度の目途がたちましたら、それを予測に反映させて、今後のアセスの中で開示していこうと思っております。

○堤委員 わかりました。ぜひその取組をよろしくお願いいたします。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。

では、玄委員、よろしくお願いいたします。

○玄委員 380ページを見ていただきますでしょうか。

こちらのほうを見ると、建物建設後の対策後の評価であって、今は領域Cになっています。

風環境については、領域Bに抑えるように進めているのですが、ここは、領域Cのままになっていますので、今後どういう対策を考えていらっしゃるか聞かせていただきたいと思えます。

この378ページでは、現況でも、一応、領域Cになっていますが、詳細な評価を見ると、現状よりはちょっと風が強くなっている結果となっていました。なので、対策が必要だと思っておりますので、こちらのほうについてどのように考えていらっしゃるかということです。

○事業者 今回のアセスの図書の中で、現況並みに風環境を抑えるということを目標に、まずは、この80番の青山の、国道246号沿いの風環境をCに抑えるということを行いました。

これをCにするために、防風対策というのを、事務所ビルのところで、防風植栽を植えていくということはやりますが、さらに、こういった高層棟と低層棟がありますが、低層部分の上に、6mの防風壁を設置するというのを、影響を軽減しております。

この辺の対策をまずは確実にやっていくということを行います。その上で、アセスの手続きですので、竣工後、どこかのタイミングを見て、風環境を計測してまいりますので、その結果を見ながら、もしその結果が予測どおりでなかったり、かなり強い風環境になっているということであれば、追加の検討等を行うことになります。

○玄委員 追加の検討については、今はいろいろ方法がありますが、今のところではどういったことを、この場所について、現実的にどういった対策が可能でしょうか。

○事業者 風の検討をいろいろやる中で、今この防風植栽の位置と規模が、一番適切な方法だという結論を得ておりますので、基本はこれをしっかりやっていくか、この対策を強化していくということだと思います。

○玄委員 今の話はわかりましたが、80番というのは、真ん中の場所かなというふうに思います。ただ、樹木を植えているところと違うところかなと思います。

ただ、こちらについては、対策がシミュレーションが示しているところではなかったので、こちらがよくわかるようになったらいいかなと思っています。

○事業者 「この80番の近くに対策を置いていない」ということでしょうか。

○玄委員 そうですね。なので、現在のところでそういうふうになっているので、どういう対策を考えていらっしゃるかを聞きたいと思っていました。

○事業者 これは、実は、北側から来た風が回り込んで、この80番に影響を与えているということがございます。この回り込んでくる風を抑えるために、この低層部分の上に、風が当たって、この国道246号の逆側から回り込んでくるという流れになっております。このいちよう並木沿いからも風が来て、回り込んでくるという風の流れになっています。

この回り込んでくる風に対して、こういったところに、その手前に防風植栽を置く、もしくは、低層部の上部に防風壁を置く。そのことによって、南へ流れていく風をとめて、なるべく少なくして、この80番を領域Cに、現状維持という形にしたわけです。

○玄委員 回り込んでくる風と今おっしゃっていますが、383ページと384ページを見ると、ここには風速についての図がかいてありますね。

これは、地表レベルで回り込んでくるという話ですか。

○事業者 そういうことでございます。

これを見ていただくとわかるんですが、36番と80番ですが、これは、北北西の風に対して回り込んできて、36番とか80番が南側から風が来ていますね。北北西の風に対して回り込んできているという状態ですので、それに対して、道路の逆側には対策ができませんから、自分たちの敷地の中で、回り込んでくる風になる前の段階で、風を抑えるということをしております。

○玄委員 低層部と高層部では、建物の高さはそれぞれどれぐらいですか。

高い建物であれば、地表レベルでなぜ、上空で北北西の風が吹くことに対して、地表レベルでは、この80番のところで見ると南東の風ですよ。

○事業者 そうですね。北北西の風が吹いてきて、この80番の地点では南南東の風になっているということです。

○玄委員 それがなぜこういうふうになるか。これでは読み取りにくいなと思っています。

あと、384ページも、南西の風なので、おそらく、高層部か低層部にぶつかって、吹き下ろしている風のように見えるんですね。そうすると、先ほどの樹木による防風対策というのは、効果が低いかなと思うんです。

上空で南西であれば、ここに高層棟があるので、南西の風が高層棟にぶつかって、吹き下ろしている風のように見えるんですが。この場所で何か対策をしないと、遠くなっている樹木だけでは、ちょっと対策とはなりにくいのではないかという予想をしています。

風洞実験の結果を見ると、そういうふうに取り取れますので、検討をお願いできますでしょうか。

あとは、この80番について、評価書案上では領域Cとなっていますので、こちらについてどういうふうに関後対策をするかということ、詳細にここに記入していただきたいと思っています。

○事業者 検討も含めて、今後どのようにしていくかということも、追記していこうと思います。

○玄委員 もしこの80番は領域Cのままとするならば、そこは、今後どういうふうな対策をするかを、しっかり書かないといけないと思います。

○事業者 わかりました。今後どうしていくかということについて、環境保全措置のほうに追記していきます。

○玄委員 それは書いていただきたいと思います。

それから、時間が長く取ってしまいますが、もう1点追加したいと思います。

風環境について、建設後の対策前と対策後の結果を見たところで、ぎりぎり領域Cになっていない領域Bが、何か所かありました。それが、86番で、次のページで見るとわかるんですが、86番の周りのほうは、評価書案では領域Bになっていますが、もう少しすれば、0.3m/sぐらいあれば、領域Cになるような状況なんですね。

なので、こういったところは、しっかりと対策をしないと、事後調査でまた領域Cになってしまう可能性が高いかなと、今ちょっと懸念していますので、評価書案では領域Cとなっていますが、特に、建設後の事後調査が非常に大事になっていますので、それを真剣に行っていたきたいと思っています。よろしくをお願いします。

○事業者 ありがとうございます。承知いたしました。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

それでは、高橋委員、よろしくお願いいいたします。

○高橋委員 よろしくお願いいいたします。

コメントと確認したいことがあります。評価書案の227ページを開いていただいてよろしいですか。

ここに、表8.2-29というのがあります。これは、建設作業騒音の予測結果を示していますが、これを見ると、一応、勧告基準値を全部下回っていて、予測としてはいいのだろうとは思いますが。

ただ、勧告基準値を下回っているといっても、場所の特定を考えると、つまり、周辺の方々がこの神宮外苑に期待する音環境というものを考えると、例えば、最大で80デシベルぐらいになっています。

80デシベルというのは、住民の方が期待する音環境から比べると、やはり高いと思いますので、勧告基準を満たしているとはいっても、できるだけこれを下げるような努力をしていただきたいと思います。

○事業者 ありがとうございます。承知いたしました。

そのためにも、まずは、環境保全措置をしっかりと、確実にやっていき、できれば、環境保全措置の中でも、根本的な建設機械の平準化が一番大きいと思いますので、その辺を検討していこうと思っています。

○高橋委員 よろしくお願いいいたします。ありがとうございました。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

時間が過ぎましたが、横田委員、追加でよろしくをお願いします。

○横田委員 ありがとうございます。手短かにやりたいと思います。

先ほど、部会長のほうから、いちょう並木のお約束についてのお話があったと思います。

野球場は、建設されるまでに5年ぐらいあるということで、根系の調査などを含めた、イチョウの健全な保全に対する調査、検討を、事後調査として必ず実施していただくようお願いしておきます。

生態系の発言のときに述べ忘れてしまいましたので、今述べさせていただきます。

あと、景観と自然との触れ合いについてですが、景観に関して2件ほどあります。

景観的な変化の最も大きな場所とか時期を通して、影響予測を評価するものですが、今回、新しい完成イメージの一つに、絵画館前のテニスコートの建造を反映したパースを出していただければと思います。

ラグビー場とテニスコートの中の景観というものは、圧迫感に関しても、眺望景観に関しても、評価がなされていません。これに関してきちんと行う必要があると考えていますが、それを加えていただくことが可能かというのが1つの質問です。

それから、このときに、テニスコート側での樹木の伐採の影響が大きいように見えるのですが、事業者として、この点に関してどのように、調査、予測評価されているのかという点についてもお伺いしたいと思います。

○事業者 まず、1つ目のラグビー場の東側の道路の辺りで、圧迫感等の予測をしたほうが良いという御指摘ですが、それを受けて、圧迫感等の予測評価をしていこうと思います。

ただ、調査計画書の時点で、圧迫感とか景観の予測評価地点が、一応定められていますので、すぐにというのは、なかなか難しいのですが、できる限り早期に、少なくとも評価書には間に合うような形で、圧迫感と景観の予測をしていこうと思います。

2つ目の御質問につきましては、絵画館前の広場のところは、「アセス対象外で、本事業とは別事業です」という扱いで、調査計画書を通しています。それを前提として予測はしているものの、確かに、御指摘のとおり、その後公になった経緯もございますので、できるだけ情報を取って、それを前提に、対象事業ではないものの、周辺の環境として、予測に入れていって、再予測をすることも考えております。

樹木が切られるという部分があると聞いておりますが、外周部のところは、このパースで広場になっているところを中心に、野球場になっています。いわゆる更地になっている状態

で、真ん中が更地になっていて、周辺に樹木があるという状況自体は、現状とそれほど大きく変わらないのかなと思っております。

例えば、今回の計画地の建国記念文庫の辺りへの影響とかを考えると、例えば、樹木環境については、道路を挟んで、外周部の緑は残っていくようですので、それを考えますと、かつ、現状の絵画館前広場は野球場になっていますので、そういうことを考えますと、極端に乾燥するとか、この建国記念文庫のところの緑地に大きな影響を与えるとはまでは、こちらのほうでは考えてございません。

○横田委員 今おっしゃった点について、できるだけ定量的に出していただくようお願いしたいと思います。

例えば、樹木の本数の変化であるとか、土地被覆の面積の変化であるとか、そういったような情報をできるだけ出していただくようお願いしたいと思います。

評価書案の眺望景観のNo.1 の、絵画館前から見たラグビー場側の景観がありますが、かなり緑が厚みを持っていると思います。その厚みの変化というのは、周辺環境に対する影響として大きいのではないかと思いますし、絵画館自体の見え方に対する影響も、非常に大きいのかなと思います。

ですので、調査予測評価の対象に極力含めるようにしていただきたいと思います。

○事業者 承知いたしました。ありがとうございます。

○横田委員 あと、景観に関して、2 つ目の影響として、いちよう並木に対する影響というのがあると思います。

今回出している眺望景観並びに圧迫景観は、どちらかというと、木を後ろに描いているんですね。景観的に非常に目立つのは、落葉の時期だと思います。落葉期に剪定が、年によっては入るかと思いますが、そういった最も見える時期に対する影響というものを、きちんと把握していただくことが、周辺も含めて、非常に重要なのではないかと思います。

そうすると、これが最大影響かというふうに見たときに、木の後ろに隠れている状態を描くよりも、木を通して見えるような影響をきちんと把握することが、大事なのではないかと思います。

このような、落葉期の評価ということが、もう一つのお願いです。

○事業者 できる限り、その辺の資料を揃えて、予測評価をしようと思います。

○横田委員 アセスの本質として、最大の影響をきちんと評価することが大事ですの

で、ぜひ追加的な検討をお願いしたいと思います。

あと、自然との触れ合いに移りますが、長期にわたる工事の中で、自然との触れ合い、生活動線もその中に入ると思いますが、動線確保の段階的なあり方というものを、もう少し具体的に位置づけていただくことをお願いしたいと思います。

そのような点で少し記載が足りないかと思ひますし、現状に対する将来の影響だけではなく、段階的にどう整備されるので、どのような代替的な触れ合い活動の場であり、代替的なルートというものを検討できるかということ、保全措置として検討していただきたいというのが、自然との触れ合いとの観点からのお願いです。

○事業者 承知いたしました。

確かに、おっしゃるとおり、段階的に建て替えていく開発ですので、その都度ごとの自然との触れ合い活動の場へのルートとかがどうなっていくのかということも、評価書のほうに記載していこうと思ひます。

○横田委員 身近なジョギングですとか散策ですとか、非常に生活に近い運動環境でもあるかと思ひますので、そういった生活者にとっての目線で動線確保をしていただきたいのと、広場利用といったものの段階的な移行のさせ方といったことも、併せて検討していただきたいと思ひます。

○事業者 承知いたしました。

○齋藤部会長 よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

景観のところについては、私も関連して一つあるのですが、前回の審議の中で、景観について、絵画館側からという御意見があったと思ひます。

今回、参考の写真の2-7-2というところで、そういったところを示していただいたのかなと思ひますが、先ほどのいちよう並木の景観というのも、もう少し引いた絵として見る部分が必要ではないかというふうには、ちょっと思ひます。

特に、絵画館の前のところが少し高台になっておりまして、現地に伺わせていただきましたが、大変すばらしい眺望が見渡せるような状況になっております。

今回の再開発において、その眺望がどうなるのかというようなところも、一つお願いできればと思うのですが、いかがでしょうか。

○事業者 承知いたしました。

確かに、おっしゃるとおり、この絵画館前側からの現状を示させていただいているモンタ

一ジュは、いちよう並木に寄り過ぎている部分もありますので、もうちょっと引いて、全体が見える中で、いちよう並木がどう見えていくのかということも示そうと思っております。

そのモンタージュの作成も今進めておりますので、評価書のほうに掲載する予定でございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どなたかございますでしょうか。

時間がいっぱいになってしまったので、手短に何かあればと思いますが、よろしいでしょうか。

本審議ですが、景観、生態系に関わるのところ、それから風環境など、多岐にわたって議論をしてきてはいるとは思いますが、そういった意味では、ほかの報告に対する議論が十分でない部分もありますし、今やり取りをさせていただきましたが、もう少し議論をしたほうがいいのではないかなというふうに私は感じております。

したがって、事業者の方には大変申しわけないですが、もう一回議論をさせていただくということで、次回も事業者に御出席をいただきまして、継続した審議をお願いできればと思います。

その中で今回お話をさせていただきました議論の中で、「評価書のほうに載せます」というふうに言っていたところでございますが、その件に関しましても、できる限りの情報を出していただいて、審議をもう少し詳細にできればと考えております。

そのように進めさせていただきたいと思っておりますので、総括審議に向けた総括審議事項の候補につきましては、次回以降、各委員のほうからまた挙げていただくということにいたしまして、事業者の方には大変恐縮ですが、次回また御参加をしていただいて、議論をさせていただければと思います。

大変恐縮ですが、よろしくお願いたします。

お時間がちょっと押してしまいました。本日の審議はこれにて終了したいと思います。事業者の皆様方、ありがとうございます。次回もよろしくお願いたします。

退室していただければと思います。ありがとうございました。

(事業者退室)

○下間アセスメント担当課長 事業者、退室されました。

○齋藤部会長 それでは、最後に「その他」ですが、何か委員の皆様方からコメント等がございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特にないようですので、これもちまして第一部会を終了したいと思います。皆様どうもありがとうございました。

傍聴人の方は、「退出ボタン」を押して退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

(午後 4 時 06 分閉会)